

国連平和維持活動に関する共同コミットメント宣言

1. 我ら、国際連合（国連）加盟国は、総会および安全保障理事会のメンバーとしての、国連平和維持活動に対する部隊要員、警察要員および金銭上の提供諸国としての、受入国政府としての、そして国際的な、地域的なまた準地域的な機構や取極めのメンバーとしての、私たちのそれぞれのまた様々な能力において、これらの機構および取極め、並びに国連事務総長と共に、国連平和維持活動との私たちの全体的な関与の一新を示している、この共同コミットメント宣言を発出する。

2. 今日、平和維持は、重大な課題に直面しており、そして成功は、一新された共同コミットメントにおける自らの部分を果たしているあらゆる利害関係者次第である。私たちは、国連事務局の平和と安全の柱の改革のための事務総長のビジョンと経営改革を通して、その職務権限を果たす国連の能力を改善するという彼の公約を支援し、そしてそのことが平和維持の影響を強化することになる。

3. 私たちは、紛争解決における政治の優位と其中的の平和維持活動の支援している役割を確認し、そして当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使などの、平和維持の基本的原則を再確認する。私たちは、国際の平和および安全の促進と維持において国連に利用可能な最も効果的な手段の一つとしての平和維持の重要性を想起する。私たちは、平和維持活動が展開されているところで紛争を防止すること、食い止めることそして解決することにおいて重要な役割を果たすため平和維持活動に対するそして国際法の遵守を促進することと平和を築くことにおける平和維持活動の役割に対する私たちの継続したまた強力な支援を全体として再確認する。

紛争の政治的解決の促進と平和維持活動の政治的影響の拡大

4. 私たちは、私たちのそれぞれの職務権限と責任の範囲内で、紛争に対する政治的解決を進め、そして国のまた地域のレベルを含む、補完的な政治的目標と統合された戦略を追求するためより強力な関与を全体として約束する。私たちは、持続可能な政治的解決の追求が、国連平和維持活動の設計と展開を指導すべきであることを確認する。私たちは、安全保障の強化、国民和解、法の支配、人権および持続可能な開発における継続的進展が、並行して起こることを必要としていることを認識している。

5. 加盟国として、私たちは、適切な資源と釣り合った、安全保障理事会による明確で焦点の定まった、

連続した、優先順位の付いたそして達成可能な職務権限を追求し、職務権限と資源の間のより一層の一貫性を可能にする措置を求め、そして私たちの二国間のまた多数国間の関与を通じた安全保障理事会決議の履行を支援することを約束する。

6. 事務総長は、包括的な分析を用いている率直なまた現実的な勧告を安全保障理事会へ報告すること、職務権限の連続性と優先順位付けのためのパラメーターを提案すること、そして事務総長が権限を与えたレビューと適当な場合には、特別調査の見解を共有するための措置を強化することを約束する。

7. 職務権限その実施に関する平和維持利害関係者との間の協議を強化するため、私たちは、軍事・警察要員派遣国、安全保障理事会および事務局との間の三角協力に関する既存の政府間コミットメントを実施すること、そして受入国政府と安全保障理事会との間の更なる直接関与のためのオプションを検討することを全体として約束する。

8. 私たちは、和平プロセスのあらゆる段階における女性の十分な、平等なそして有意義な参加を確保することによりそして分析、計画立案、実施および報告のあらゆる段階にジェンダーの視点を組織的に統合することにより、女性、平和および安全保障の行動計画およびその優先事項を実施することを全体として約束する。私たちは、平和維持の全てのレベルと要職において、文民・軍事・警察の女性要員を増やすことを更に約束する。

平和維持活動により提供された保護の強化

9. 私たちは、受入国が、文民を保護する主要な責任を負っていることを認識しそして命じられた場合、平和維持活動が、文民を保護しまた人権を促進しそして保護する国際的な取組を行うことができるという貢献を強調する。

10. 私たちは、これらの文脈における女性と子どもの保護を強調しつつ、関連する平和維持活動において、文民を保護するため目的に合わせた、文脈特定の平和維持アプローチを支援することを全体として約束する。私たちは、国連憲章、派遣団の任務、および適用可能な国際法に従って、要求された場合、あらゆる必要な手段を通じたものを含めて、平和維持ミッションの文民保護任務を実施することを約束する。私たちは、平和維持ミッションとその職務権限の理解を強くするため現地住民との戦略的コミュ

ニケーションおよびやり取りを強化することを更に約束する。

平和維持要員の安全の改善

11. 私たちは、殉職した平和維持要員に対し敬意を表しそして国連要員に対するあらゆる暴力行為並びに戦争犯罪を構成する可能性のある、そのような行為を犯すあらゆる試みを最も強い文言で非難する。私たちは、国連要員に対する犯罪行為の犯人を裁くためあらゆる適切な措置を講じることを約束する。

12. 今日の紛争環境において徐々に発展している課題を認識しつつ、私たちは、平和維持要員の犠牲者の増加に対処しそして安全を向上させるため積極的なまた一致した措置を講じることを約束し、そしてこれに関連して、私たちは、事務総長の行動計画および平和維持訓練計画の重要性、並びに平和維持活動における医療支援、技術支援および後方支援を絶えず改善する取組に留意する。

あらゆる平和維持部隊による効果的なパフォーマンスおよび説明責任の支援

13. 私たちは、平和維持活動能力の最高水準を確保すること、そして能力不足に対処すると同時に、共通のパラメーターの下で効果的な能力について責任を有する、あらゆる文民と軍事・警察の平和維持要員、とりわけ幹部要員、を保つことを全体として約束する。事務総長は、兵力増強、装備の整備のしやすさと持続可能性を改善するため新しいアプローチを支援することと同時に、全ての関係者のための明快な基準に基づく統合能力政策枠組を策定すること、そしてパフォーマンス・データが、計画立案、評価、派遣決定および報告を知らせるために、加盟国に対し全ての活動上のまた技術的な条件を伝達するために、平和維持活動に対する効果的なフィールド支援を提供するために、そして言語技能を含む、必要な専門化された能力を生み出す加盟国と協働するために用いられることを確保することを約束する。

14. 加盟国として、私たちは、十分に訓練されたまた十分に装備された軍事・警察要員を派遣しそして平和維持訓練の効果的な策定と実施を支援することを約束する。私たちは、効果的なパフォーマンスのために要求される要員と能力の派遣前の準備、および既存の人権審査政策を支援することを更に約束する。私たちは、訓練と能力構築に関連した穏やかな調整メカニズムを全体として支援しそして訓練をより良く支援するために資金増加の必要性を強調する。事務総長は、活動上の要件に合致する訓練教材と基準を加盟国に提供することを約束する。

15. 私たち、職務権限の実施とパフォーマンスについて悪影響があるあらゆる留保事項を回避することの重要性を強調する。加盟国としての私たちは、留保事項の状態においてあらゆる留保事項または変更を特定しそして明快に伝達するためのあらゆる努力を倍加し、そして留保事項に関する、明確で、包括的なそして透明性のある手続を策定するため事務局と協働することを約束する。

平和の持続に関する平和維持活動の影響の拡大

16. 事務総長は、多元的な平和維持活動を通じた平和の持続において、国の主体的取組と能力を強化すること模索することを約束し、またそうすることにおいて、特に移行に対する、統合された分析と計画立案を確保しそして、警察、司法および矯正に関するグローバル・フォーカル・ポイントなどの合同プラットフォームを通じたものを含む国連システム関係者内のより一層の一貫性を求める。

17. 私たちは、受入政府との平和維持活動による包括的なまた一般参加型のアプローチを支援することを約束する。私たちは、平和維持の任務実施における市民社会と現地住民のあらゆる階層の包摂と関与を更に支持する。私たちは、適切な場合、平和維持任務期間中の安全保障理事会と平和構築委員会との間の緊密な調整、調和および協力を約束する。平和維持活動からの移行期間中、私たちは、平和を築くために受入諸国を支援することを続けるために国連国別現地チームを支援することを約束する。

平和維持パートナーシップの向上

18. 私たちは、それぞれの活動の間の役割の明快な区画の必要性を認識すると同時に、国連と過去数年間に幾つかの命じられた活動を展開してきた、アフリカ連合（AU）と欧州連合（EU）を含む、関連する国際的な、地域的なそして準地域的な機構や取極めとの間の共同作業と計画を強化することを全体として約束する。私たちは、法令遵守に関するものを含む、AU の政策、手続および能力を強化しそして実施するため AU を支援することを約束する。国際の平和および安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任を認識しつつ、私たちは、安全保障理事会により、また国連憲章の第Ⅷ章に適合した安全保障理事会の権限の下で、承認された AU 主導の平和支援活動のための財政面での予見可能性、持続可能性および柔軟性を強化する必要性を再確認する。

19. 平和維持活動の受入政府として、私たちは、平和を築きそして維持するためにあらゆる努力を払いそしてアクセスを促進することを含めて、安全保障理事会の任務の追求において平和維持活動と協力することを約束し、そして平和委維持要員の安全に関する国の責任を認識する。

20. 全体として、私たちは、三角パートナーシップと共同派遣を含む、革新的なアプローチを追求することにより軍事・警察要員をより良く準備し、訓練しそして装備することを約束する。

平和維持活動と要員の行動規範の強化

21. 私たちは、私たちのそれぞれの責任の範囲内で、あらゆる形態の性的搾取と虐待に関する被害者中心のアプローチと共に国連のゼロ・トレランス政策に対する支援を通したものを含めて、適正な実施のために、要員と幹部に責任を課すことを、約束する。私たちは、将来の要員が、国連平和維持活動における勤務のための国連基準を満たすことを証明することを加盟国として約束する。

22. 私たちは、償還を含む、非国連治安部隊に対するあらゆる国連支援のための国連人権デュー・ディリジェンス政策の実施を約束する。

23. 私たちは、国連のフィールド・ミッションのための統合国際連合環境政策を実施することによる環境管理を探りまた私たちの活動や任務の提供に対する環境に配慮した解決を支援することを更に約束する。

24. 私たちは、平和維持の自らの審議において、総会および安全保障理事会を含む、関連する国連機関における私たちの立場や慣行にこれらの公約を移すことを、またフィールド・レベルでのものを含め、進展を再検討する関連様式において定期的に会合することを、この宣言の推奨者として、約束する。